

MMCニュース 経営情報

2025年7月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

アメリカ大統領も活用 『黄金株』の威力とは？

日本製鉄がアメリカのUSスチールを買収する案件に難色を示していたトランプ大統領でしたが、ようやく買収成立となりました。トランプ大統領はなぜ買収を了承したのでしょうか？そこには『黄金株』の存在が大きく影響しました。日本製鉄は記者会見で、同株を発行しても経営の重要な部分への影響は限定的で、買収の成果は充分にあげられると判断したため、同株の活用を日本側から提案したと述べています。

株式会社で経営に関する重要な事を決める際、株主総会による決議が必要です。そして、議案は株数（議決権数）による多数決で決議されます。しかし、黄金株（正式には『拒否権付き株式』）には拒否権があるため、多数決で決められた議案でも、黄金株の所有者が反対（拒否権発動）すると、その議案は否決されてしまうのです。なお、黄金株は“1社に1株”となるのが通常です。

また、黄金株に付される拒否権は、定款により決められますが、あらゆる事に対する拒否権を認めてしまうと、それは株式会社である事の意味をなさなくなってしまうので、『取締役の選任や解任・会社の合併や解散』に留める事が一般的です。同族中小企業において黄金株を活用する例としては、事業承継の過程において、承継前社長（先代）から承継後社長（現社長）への抑止力があります。代表権や株式を現社長に譲ったあとで、現社長が

先代以前からの重要な方針の方向転換をした場合、またその方向転換がその後の経営に悪影響を及ぼす場合に、先代社長が所有している黄金株の拒否権を発動する、といった具合です。ただ、これはどちらが正しいかは立場によって見解が分かれるところなので、黄金株の存在が果たして良いのかも見解が分かります。

なお、USスチール黄金株の拒否権の内容は「独立取締役1名の選任」「生産や雇用のアメリカ国外への移転」「本社移転」「社名の変更」「猶予期間を設けない工場の閉鎖や休止など」となっています。

折しも、日本政府とアメリカ政府の間では関税交渉が難航しています。交渉の中心人物である赤澤経済再生担当大臣は、日本製鉄の交渉術を学びたいとコメントしています。交渉相手の求めることを提供しつつ自社でもメリットを得るという“ウィンウィン”の交渉術はビジネスにおいても充分参考になるところです。

3メガバンク コスト削減のため ATM 共同化検討

三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行の3メガバンクが、現金自動預け払い機（ATM）の共同運営を目指して6月初旬に検討に入りました。キャッシュレス化に伴うATM利用者の減少を受けて、設置や保守にかかるコスト削減を図ることが狙いです。なおATM1台あたりの設置費用は3000万円、維持費は毎月30万円とされています。

三菱UFJと三井住友は、2019年にお互いの預金者が店舗外のATMを時間帯によっては手数料なしで使える「相互開放」を始めており、3行で合意すればこの枠組みにみずほが加わる格好となります。みずほは、ATMのシステムを担う業者に実現の可否を検討するよう依頼したといいます。3行での検討は今春に始まり、共同運営は「来年以降の開始」を目指すとのことです。

3行でATMを共有するほか、現金を詰める作業の共通化など本格的な共同運営も視野に入っています。各行はATM利用の減少に伴うコスト削減が課題となっており、3行の共同運営化によって店舗やATMが重複し

ている都心部でコスト削減が図りやすくなります。ATMの設置箇所が少ない地域では、3行の預金者にとって利用できるATMが増えるメリットも期待されます。

役員報酬は定期同額 みなし役員も同様

法人の役員報酬には税法においていくつかの制限があります。「定期同額給与」は代表的な制限で、その内容は次の通りとなります。

- 毎月同じ日に同じ金額で支給すること
- 決算時以外の変更は認めない

この決まりを守らなかった場合、その役員に支給した報酬(の全部または一部)が法人の経費に認められなくなってしまう。ここまでの制限をご存知の方は多いと思いますが、関連して「みなし役員」に対する報酬も同様の制限が課されてしまいます。みなし役員とは、法人の登記簿には取締役として登記されていなくても、役員と同等の状態にあると判断される方の事をいいます。具体的には次の通りとなります。

- ① 大株主の親族や特殊関係人である人
- ② 経営に対する影響力を持っている人

同族中小企業において大株主は代表取締役と同一人物であることが多いかと思います。

特殊関係人とは戸籍上結婚はしていないが、事実上婚姻関係にある人などです。

経営に対する影響力があるか否かについては、税法上明確なガイドラインがありませんが、一般的には重要な経営方針の決定・役職者の変更・役員や従業員の給与決定・取引先の選定などに対して影響力がある方とされます。

しかし、税法に記載される明確な基準がないために税務調査では問題になる事が多いです。税務調査官は上記①に当てはまった方は、②にも当てはまると判断する傾向が強くなります。税務調査官の判断は“絶対”ではないのですが、リスクヘッジとして弊社では、大株主の親族に支給する給与は、定期同額給与とする事をお奨めしています。

会社から社員への 経済的利益の給与課税 緩和の方向で検討

政府は、6月中旬にまとめた「骨太の方針」に、自家用車通勤手当の非課税額の拡大などを明記しました。物価高が続くなか国民の手取りを増やす狙いがあります。

骨太の方針では、社員食堂での食事支給に課す所得税の非課税限度額の拡大にも言及しています。いずれも長く上限額が据え置かれ、物価上昇に対応できていないとの批判が出ていました。今年の骨太の方針は、「賃上げを起点とした成長型経済の実現」を打ち出します。財源の裏付けがない減税政策に疑問を呈する文言も盛り込む方向です。

なお上記の改正が正式に発表されたら改めてご報告いたします。

源泉所得税「納期特例」 7月10日期限まで お忘れなく

給与に係る源泉所得税につき、半年払(納期特例)を選択していらっしゃる方は、2025年上半期分の納付が7月10日(木)までとなっています。

ご自身で計算している方も会計事務所から納付書を渡されている方もお忘れなく納付なさってください。1日でも遅れると「不納付加算税」が課されてしまいます。不納付加算税の税率は以下の通りです。

- 税務署から催促通知があった場合 年10%
- 催促通知される前に納付した場合 年5%
- 過去1年に延滞がなく、今回の遅延が1か月以内であれば加算税は免除されます



MMCホームページ



YouTube



10年目やりました

<https://www.mmc-office.co.jp> 検索「MMC神保町」